

石巻地区広域行政事務組合障害者活躍推進計画

(令和2年4月)

石巻地区広域行政事務組合理事長

石巻地区広域行政事務組合代表監査委員

【はじめに】

本計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。)第7条の3第1項の規定に基づき、本組合において、障害者の活躍の場の拡大のための取組を実施することを目指して作成したものです。なお、本組合の消防部局については、法第38条第1項に規定する除外対象職員であるため、本計画の対象外となっています。

1. 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)

2. 課題

現在、本組合の職員数(消防部局の職員を除く)は50名程度であるが、令和5年度に本組合の施設である東部衛生センターと西部衛生センターが統合される予定であり、それに伴い職員数も減となる見込みから、職員の新規採用については、障害者雇用は元より、一般職員についても当面の間見合わせている状況です。(※これまで、中途障害者としての職員が若干名在籍していたこともありましたが、令和2年4月現在、障害者である職員の在籍はありません。)

3. 目標

前述の課題のとおり、障害者である職員の採用は、当面の間実施する見込みはないものの、職員に対しては、障害者職業生活相談員に限らず、「精神・発達障害しごとサポーター養成講座」等の研修を広く受講させることにより、障害に関する理解促進・啓発を図っていきます。

4. 障害者の活躍を推進する体制整備

今後、障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講します。

5. その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。